

2006年7月7日

北海道森林管理局

局長 亀井 俊水 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

檜山森林管理署管内奥湯ノ岱における森林伐採に関する、再々の要望書

1. 前回の要望書（6月2日付け）の概要

貴局・檜山森林管理署における森林伐採に関して、当協会は6月2日付けの要望書を提出しました。それは、去る5月22日の合同調査結果に基づき、目下のところ、以下の2点を問題視したからです。

(1) 土場に山積みされた木材は、高価な木材と安価な原材料が区別されており、その区別方法に関する森林管理署による説明には十分な説得力がなかったため、それらの区別が適正であったのか大きな疑念が生じた。そのため、檜山森林管理署だけではなく北海道森林管理局による慎重な再チェックを要望した。

(2) 2356林班ろ林小班を調査した結果、今回の伐採対象ではない隣の林小班に越境伐採している可能性、違法伐採の可能性を指摘し、前項と同様に森林管理署だけではなく北海道森林管理局として、両林班の全域において隣接する道有林や森林管理署管内の林班および林小班の境界線をすべてチェックすることを要望した。

以上のチェックの時期は、2355・2356両林班の土場に残されている集材木の搬出前、対象地は、両林班の全域として、それらのチェック結果が得られ次第、当会への回答を要望した。また、両林班において適正な伐採が行われたのか、違法伐採や過剰伐採を包含してしまう「素材販売」の総体に関する検討結果が得られ次第、同様に当会への回答を要望した。

上記要望書では、さらに、両林班全域に及ぶ伐採状況の現地調査をするため、貴局と檜山森林管理署に対して、私たちの入林に格別に便宜を図られることを要望し、情報開示請求を別途行うことを述べた。

2. その後の経緯

当協会は、檜山森林管理署より4月から11月までの入林許可を得ているが、目下のところ、6月23日に同署に出かけて鍵を借用し、6月24～25日に現地調査をすることになっていた。しかし、貴局の対応には、以下の3点の大きな問題がある。

(1) 貴局による記者会見と当協会への回答に関して

私たちが現地調査に出発する前日の6月22日、貴局は、企画調整部高木部長と森林整備部堤部長を筆頭に、前項1(2)に関して294本に及ぶ越境伐採を認め、「誤伐」であったこと、そして引き続き調査を継続中である旨の記者会見を行った。しかし、この会見は、私たちが要望した内容すべてではなく一部に関して回答を行ったものであり、当協会に対する直接的な回答は未だにない。

他方、貴局は、同日、記者会見直前の45分前に、当協会に記者会見資料をファックスしてきた。しかし、同日夜、国内の知人が林野庁から入手した資料には294本の場所を示した図があったにもかかわらず、私たちへはその図が未だに示されていない。

(2) 貴局の現地におけるチェック時期と集材木の搬出に関して

6月2日付けの要望書では2355・2356両林班の土場に残されている集材木の搬出前に、チェック調査をすべて終えた上で私たちへの回答を要望した。また、記者会見の翌23日、貴局の高木部長は間接的ではあるが、「調査が終了しないうちは搬出しない」と述べていた。さらに、同23日に私たちが檜山森林管理署において鍵を借用する際に、同署の星次長は「24日土曜日は搬出のための路面修理が行われるので車両通行に注意を願う、25日日曜日は車両が入らない」と述べていた。以上の事実があるにもかかわらず、私たちが現地調査を行った24、25日の両日、集材木の搬出が行われた。それを確認した24日の午後、金澤署長に直接電話をし、「前記高木部長が搬出しないと言っているのに何故搬出させたのか、署長の管理責任が問われる」など電話による話し合いの中、一方的に電話を切られ、翌日も搬出が続けられた。以上の経緯は、当協会をないがしろにするとともに、行政対応に一貫性が欠けるものであり、かつ極めて悪質な隠蔽工作を意図したかのように判断できる。

(3) 6月2日付け要望書に関する回答について

別途の目的である情報開示請求の打ち合わせに貴局に伺った6月29日、私たちの担当窓口であるという企画調整部保全調整課近藤課長ならびに中堀利用調整係長の同席を得て、貴局の記者会見前後の対応に関連して私たちの要望内容に関する回答を求めた。両氏から、「今回の調査結果についても情報開示請求をしてほしい」との回答があった。そのため、私たちは、一応、『貴局による今回の調査結果資料の一切』を開示請求させていただいた。

3. 改めての要望

以上、前回の要望書と貴局のその後の対応に関する問題点を列記した。貴局による今回のチェック調査は、記者会見後も継続しているとのことであるので、その調査結果資料一切に関して情報開示請求をさせていただいた。しかしながら、ここに改めて、前回の要望書に基づいて、要望内容に対する『詳細資料に基づく回答書』を送付いただくか、あるいは『詳細資料に基づく説明会』を開催していただくか、いずれかの方法を講じて、開かれた国有林として、当協会への誠意ある対応を強く要望する次第である。なお、貴局による回答は、2週間後の7月20日までに当協会宛にお願いしたい。